

令和4年度小城市シティプロモーション推進事業（飲食店等情報発信）

募集要項

1. 目的

小城市では、「おぎまんが」、小城市情報発信番組「おぎぶら」、動画、写真等のコンテンツを活用し、観光・産業等の情報をメディアやSNS等で発信することで、市の総合的なイメージアップを図り、交流人口の増加、特産品の需要拡大、さらには市内産業の活性化に繋げるため、シティプロモーション推進事業を展開しています。

今回、シティプロモーションの更なる推進のため、「おぎまんが」、「おぎぶら」、動画、写真等で紹介、発信する飲食店等を募集します。

2. 対象者

個人事業主、法人格のある団体で次の要件のすべてを満たすもの。

(1) 小城市内に店舗がある飲食店、小売業（飲食店、小売業の定義は、日本標準産業分類に基づくものとし、フランチャイズ契約店舗を除く）を営むものであること。

(2) 小城市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第6条の規定に該当しないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う店舗でないこと。

(4) 本事業の目的、内容に合致する店舗、事業者であること。

3. 事業内容

申し込みいただいた店舗等の取材、撮影をし、本事業で実施する「おぎまんが」、「おぎぶら」、動画、写真等のコンテンツを用いて発信します。

※どのコンテンツを用い発信するか、発信する時期は、小城市総合戦略課で決定します。また、申し込み数等の状況により、情報発信する順番が前後する可能性がありますので、ご了承ください。

4. 申し込み手続き

(1) 申し込み方法

市ホームページの申し込みフォームから申請

(2) 申し込み期間

令和5（2023）年1月末日まで随時

※申し込み件数が公開予定本数に達した場合、申し込み期間終了前であっても募集を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

(3) 申し込みから公開までの流れ

(例) 市ホームページから申し込み ⇒ 市総合戦略課で審査 ⇒ 審査結果や取材内容等について連絡 ⇒ 取材 ⇒ 編集・公開

5. その他

- ・申請内容に不明な点等がある場合は、確認させていただくことがあります。
- ・本事業の目的、内容に合致しない等、対象要件を満たさないと小城市総合戦略課で判断した場合は、取材等をお断りする場合があります。
- ・本事業のコンテンツを用い発信した情報によって、店舗等に損害や不利益が生じた場合においても、市はその責任を負いません。